

6月議会 きょう子の 一般質問

あき地の管理や遊漁船けい留に関する条例の情報公開を

問 住宅地における雑草などの苦情は年間100件ほどあるが、悪質な地主に対して、あき地条例施行規則を適用してほしいがどうか。

答 行政代執行をすると時間と膨大な事務量がいるため今のところそれをする予定はない。引き続き粘り強く地主に訪宅と電話でお願いをする。

問 港のけい留において、料金が発生する。施設条例を適用するならば一部の地域のみでなく全域でスタートすべきではないのか。

答 平成9年から始まった鬼崎港ですべての遊漁船をけい留する予定が、それが難しく、漁業組合の了解も得られたので一番先に申し出のあった小鈴谷から始めた。



きょう子コメント 条例の基本を考えて！

条例とは、議会の議決を経て制定される。一方では条例は使えないと言い、他方では一部の人々に条例を使っていく不公平感を生んでいる。何のために作った条例であろう。

市民にわかり易い借金削減計画の情報を伝えて

問 現在借金は620億円であり、今後下水道工事、新市民病院などの事業費、更に公共施設更新に1000億円かかるというがその資金計画を問う。

答 具体的な作成時期については定めていないが必要であることは認識している。

問 借金は償還計画では年々減ってはいるが、今後企業誘致などの歳入が見込めなかつたり、公共施設問題が上乗せされたり、5年後は減らないのではないか。

答 儻還以上の借り入れをしていかないようする。



きょう子コメント 緊張感を持って収入増加策を

借金を平成27年度までには593億円とする見込みと発表しているが、公民館、体育館、道路、橋など一般会計から出していく公共施設更新計画が未だにできていない。税収も今考えている以上に減少する傾向にある。緊張感をもち、収入増加策を考えてほしい。

東日本大震災により生じた災害瓦礫の広域処理の受け入れ拒否

問 国は復興の名の下、瓦礫処理の広域化を進めているが、瓦礫を受け入れた地域に放射線被害が及んでいるなど国のデータは信憑性に乏しい。大村知事も新舞子沖などへの瓦礫処理のための予算6億円を専決処分した。風評被害も含め危険なものは広域処理しないという基本のきを守り、市としては受け入れない決断をすべきであるがどうか。

答 放射能瓦礫の拡散はいけない。市民の健康、安心安全のために県に対して物申していきたい。

6月議会で傍聴した市民の声

- 質問者が聞いているのに、担当者が期限を言わない回答に不誠実さを感じた。
- 苦しい答弁はなんの回答にもなっていなかった。
- 前もって質問をもらっているのに、あれでは答えとは言えない。
- もっと政治の世界に関心を待たなくてはと思った。
- 議場の雰囲気はどんよりとして、形骸化して活気がない。



国に「東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れの見直しを求める意見書」提出

提出者 森下宏、西本真樹、井上恭子

意見書（要約）

平成23年4月に国から廃棄物受け入れ処置への協力依頼が県にあり、愛知県の大村知事は名古屋港南5区、中部電力碧南火力発電所、トヨタ自動車田原工場にと発表。4月9日、市町村への報告もないまま6億円もの調査費の専決処分をした。広域処理した地域から放射能が検出されている事例もある。



議会最終日、森下議員、西本議員、私の3人で国に提出する上記の意見書を議会に提出したが、他の全ての会派は意見書に【反対】であった。つまり、『がれき受け入れに賛成』という考え方である。

氏名（敬称略）	（所属会派）	結果（意見書を受け入れない理由）
西本 真樹（共産）	賛成	
森下 宏（緑風クラブ）	賛成	
加藤代史子（公明）	反対（公明党は広域がれき処理について賛成だから）	
井上 恭子（新風クラブ）	賛成	
加藤久豊（みんなのとこあげ ものの会）	反対（県が受けているので県に出した方がいいのでは）	
竹内 嘉彦（新和会）	反対	
盛田 克己（新和会）	（地元の議会が広域処理を望んでいる。他がやっているので、常滑がやる必要がない）	
川原 和敏（新和会）		
伊藤 辰矢（創造未来）	反対	
杉江 繁樹（創造未来）	（内容がそぐわないので。他の地域に対して、瓦礫処理をやめろということにはならないのでは。）	
富本 健（創造未来）		
成田 勝之（創造未来）（民主）		
伊奈 利信（翔の会）		
稻葉 民治（翔の会）	反対	
相羽 助宣（翔の会）	（内容がよくわからないため）	
中井 保博（翔の会）		
村上 道明（翔の会）		
伊藤 史郎（翔の会）		

疑問に感じる議員の世界

今回の国への意見書提出について、15人の議員は本当に私たちの意見書を読んで反対したのか疑問である。災害がれきを質問した議員もこの意見書に反対をしている。「この意見書に反対ということは瓦礫を持ってきていいことになりますよ」というと、それは違うという。私たちに反対の意見なら、自分たちも意見書を出すことができるが、それもしない。この行動は決して市民のためと言えず、このような判断で何事も決まっていくと思うとぞつと出来る出来事であった。

